

平成22年第1回（2月）臨時会

東伊豆町議会会議録

平成22年 2月9日 開会

平成22年 2月9日 閉会

東伊豆町議会

平成22年第1回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（2月9日）

| | |
|--|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 1 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○開会の宣告 | 3 |
| ○町長あいさつ | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○会期の決定 | 4 |
| ○議案第1号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事（建築工事）請負契約の変更について | 5 |
| ○議案第2号 財産の取得について | 8 |
| ○議案第3号 財産の取得について | 8 |
| ○議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて | 10 |
| ○閉会の宣告 | 15 |
| ○署名議員 | 17 |

平成22年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成22年2月9日(火) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事(建築工事)請負契約の変更について
日程第 4 議案第2号 財産の取得について
日程第 5 議案第3号 財産の取得について
日程第 6 議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて
-

出席議員(12名)

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 内山 慎一 君 | 2番 | 飯田 桂司 君 |
| 3番 | 村木 脩 君 | 5番 | 藤井 廣明 君 |
| 6番 | 森田・治 君 | 7番 | 西村 弘佐 君 |
| 8番 | 鈴木 勉 君 | 10番 | 山本 鉄太郎 君 |
| 11番 | 八代 善行 君 | 12番 | 居山 信子 君 |
| 13番 | 定居 利子 君 | 14番 | 山田 直志 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|----------|---------------|---------|
| 町 長 | 太田 長八 君 | 副町長 | 鈴木 新一 君 |
| 教育長 | 飯田 伊三男 君 | 総務課長 兼 防災監 | 鈴木 忠一 君 |
| 企画調整課長 | 田村 正幸 君 | 税務課長 | 石原 邦彦 君 |
| 住民福祉課長 | 山田 和也 君 | 健康づくり課長 | 鈴木 秀人 君 |
| 健康づくり課 参事 | 鳥澤 勇 君 | 観光商工課長 | 稲葉 彰一 君 |
| 建設産業課長 | 上嶋 智幸 君 | 建設産業課 技 監 | 山口 誠 君 |

| | | | |
|---------------|-------|----------------|-------|
| 教育委員会 事務局長 | 木田和芳君 | 消防長 | 平山隆君 |
| 水道課長 | 吉野竹男君 | 会計管理者 兼会計課長 | 齋藤容一君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|----|-------|
| 議会事務局長 | 鈴木弥一君 | 書記 | 岡田賢一君 |
| 書記 | 中山美穂子君 | | |

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（八代善行君） 皆さん、おはようございます。

平成22年東伊豆町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

寒さも一段落し、本日は春を感じさせる陽気になりました。議員各位におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会には、工事請負契約の変更、財産の取得、損害賠償関係がそれぞれ上程されております。

議員各位におかれましては、十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成22年東伊豆町議会第1回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（八代善行君） 町長よりあいさつをいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、何かと御多用の中を御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

2010年とら年も、早いもので一月余が経過し、伊豆各地からは花便りが聞かれる時期となり、稲取温泉では、早春のイベントとして1月20日より雛のつるし飾りまつりがオープンしました。

年頭の県庁へのあいさつの折、川勝県知事に御来場の案内を申し上げましたところ、1月31日、早速、下田市での講演会前の貴重なお時間を割き、御来場いただきました。当日は、八代議長、赤尾観光協会長、瀧商工会長などともに出迎え、県が実験的に試行している伊豆

スカイラインの料金引き下げに対するお礼を申し上げるとともに、観光施設整備事業として計画している、池尻海岸展望テラス及び周辺整備工事への県への支援をお願いしたところであります。

御案内のような経済情勢の中、厳しい財政状況が続き、平成22年度の当初予算編成には苦慮いたしましたところではありますが、何とか編成することができました。その概要につきましては、今月中旬以降に議会への説明並びに記者発表をさせていただきます。

さて、本臨時会には、先般の全員協議会でも御協議いただきました前町長に対する損害賠償請求事件について、和解の方向でまとまってまいりましたので、損害賠償の額を定め和解することについての議案、稲取小学校屋内運動場耐震補強工事の請負契約の変更議案、町内小中学校のパソコン、電子黒板等の購入にかかわる財産の取得について、議案を上程いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

最後になりますが、町民並びに議員各位におかれましては、春間近とはいえ、まだまだ厳しい寒さが続きますので、健康に十分留意され、ますます御健勝でありますよう、祈念申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八代善行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、飯田議員、13番、定居議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（八代善行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事（建築

工事）請負契約の変更について

○議長（八代善行君） 日程第3 議案第1号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事（建築工事）請負契約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 議案第1号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事（建築工事）請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

平成21年6月19日、議案第34号で議決した平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事（建築工事）請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

記。契約の金額、変更前、2億475万円、変更額、614万2,500円、変更後は、2億1,089万2,500円であります。

工事内容に一部変更する必要が生じたので、当初契約額に614万2,500円の増額変更契約をするものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（八代善行君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（木田和芳君） それでは、説明をさせていただきます。

屋内運動場耐震補強工事における主な変更内容は、2点あります。

1点目として、基礎工事において、当初、補強支柱6カ所を鋼管杭で、機械埋設するイーゼット工法で施工する設計になっておりましたが、地盤に大きな転石を含んでおり、鋼管杭の埋設が不可能であったことから、人力による掘削の鉄筋コンクリート基礎杭に変更しました。

2点目としまして、2階アリーナの床下に1階部分の電気配線が露出しており、安全確保のため、床下部の防水処理をしました。この変更額については、入札差金で処理をさせてい

たきます。議会の議決を得た当時の請負契約で、変更が生じた工事費の増額が、300万円を超える場合は議会の議決を要することとなっており、本案件につきましては、614万2,500円の増額変更となりますので議会の議決を求めるものであります。

なお、参考としまして、工事の変更内容一覧及び建設工事変更請負仮契約書の写しを添付してあります。よろしく御審議願います。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番。

○10番（山本鉄太郎君） これは、要するにこれだけの大きい工事というのは、それ相当の見積もりに設計をしたうちに、これは入札にかけるんですよ。それが、1番目でこれ差金で処理してもらったなんて、2階アリーナのこの電気配管の露出なんてこんなものは当初からわかっていることですよ。それをどうしようかというのは設計士が、要するにももちろん図面を見ますからこういうことはわかるものですよ。まあ、町長は設計の資格を持っているからわかると思いますけどね。私たちにできえわかることを、やれ工事を差金でやったり、増額になって基礎が増量しなければならないから増額をしたいとか、それからこのちょうつがいを取りかえるから増額だの、これこそ事前にわかっていることを、なぜこういうふうに追加で出したかということ、ちょっと当局にお聞きしたいですよ、具体的に。

○議長（八代善行君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（木田和芳君） まず、基礎杭については、要するに地面の下の掘削ということで転石がですね、大分大きな転石があったということで、当初設計の段階では、それがわかっていなかったものですから、今回変更させていただきました。

それから、2階のアリーナの部分の床下の防水処理におきましては、これもですね、当初のつくったときの設計書の最終的な設計内容をよこすわけですけど、それに内容が含まれておりませんでしたので、その辺がわからなかったということで、今回床下をはぐって初めてわかったということで変更させていただきました。

以上です。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

10番。

○10番（山本鉄太郎君） 今の説明、要するにそんな設計でわからなかったから、こうしたなんて職務怠慢もいいところ。そして要するに、今ちょうつがいをまたかえたなんていうの

も、こんなもの見てもわかること。それから基礎の、これは、要するにやってみなければわからないと思っているの、これはあそこは田んぼだからね、もとは。だから、あの辺はそうして見ないと、要するにどこかに水が差しているかわからないから、そういうところが多々出てくるかなと思うから、そういうものについては、私はいいですけど。あの、書類とかそういうものを図面とか目視してわかるところをなぜこうやって補正に入れてくるかということです。そういうものははっきり言って、当初から計画されていないという形であれば、要するに職務怠慢もいいところだよ、本当に。もうちょっと身を入れてこういう大きい工事はやってもらいたい、町長。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 事務局長の言っているようにですね、地面の下は理解していただけたかと思います。その中で一番大きな仮設などの2階アリーナ床下、これは竣工図面が全然違っているんですよ。変えていないですよ。だから基本的には前のが、言ってはごめんなさいと思う、前の管理体制が全然なっていないことですよね。その図面を受け取った中で、設計した中で、これなかったということは、本当は私も当時のことはわからないです。これは真摯に謝りたいと思います。何しろ、竣工図面と現場が違ったということですから。

以上です。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成21年度稲取小学校屋内運動場耐震補強工事（建築工事）請負契約の変更について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号 財産の取得について

◎日程第5 議案第3号 財産の取得について

○議長（八代善行君） 日程第4 議案第2号 財産の取得について、日程第5 議案3号 財産の取得についてを一括議題といたします。

町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま一括上程されました、議案第2号及び議案第3号 財産取得について、提案理由を申し上げます。

小中学校の教務用及び校務用パソコン並びに電子黒板等を購入するため、学校情報通信技術環境整備事業費補助金及び経済対策臨時交付金を充当し、教育の環境整備を図るものであり、随意契約により決定した当該業者と平成22年1月26日に仮契約を締結したものを本契約として議決をいただく内容であります。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明させますので、よろしく御審議ください。

○議長（八代善行君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（木田和芳君） それでは、ただいま提案されました、議案第2号及び議案第3号につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第2号 財産の取得について。下記のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年東伊豆町条例第83号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

記。1、購入する財産及び数量。小学校用教務用パソコン53台、校務用パソコン56台、パソコン周辺機器一式、電子黒板3台。

2、契約の方法。随意契約。

3、取得金額。金3,696万4,305円。

4、契約の相手方。東伊豆町稲取1760番地の4、東伊豆町文具組合、代表、土屋眞秀。

次に、議案第3号につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第3号 財産の取得について。下記のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年東伊豆町条例第83号）第3条の規定に基づき、議会の議決を

求めるものであります。

記。1、購入する財産及び数量。中学校用教務用パソコン82台、校務用パソコン37台、パソコン周辺機器一式、電子黒板2台。

2、契約の方法。随意契約。

3、取得金額。金3,231万4,338円。

4、契約の相手方。東伊豆町稲取1760番地の4、東伊豆町文具組合、代表、土屋眞秀。

なお、購入につきましてはいずれも学校情報通信技術環境整備事業補助金、補助率2分の1及び地域活性化経済対策臨時交付金をもって取得いたします。

なお、参考資料として学校別購入物品一覧表及び物品売買仮契約書の写しを添付してあります。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○議長（八代善行君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番。

○10番（山本鉄太郎君） 今、2分の1の国庫補助がつくという形のものがありましたけれども、これ確実につくものかなという、これは要するに新年度か補正かという形のもの。それと、もう1点ですね、県の補助金はどういうふうになっているか、それについてちょっとお聞かせ願えたらと思いますけれど。

○議長（八代善行君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（木田和芳君） まずですね、情報通信のほうですけれども、これについては内示が来ておりますので確実であります。それからですね、地域活性化の臨時交付金につきましては、企画のほうで窓口やっているんですけども、それについても内定をもらったり、内示まで来ていますので執行は大丈夫だと思います。事業は21年度事業です。

以上です。

○議長（八代善行君） 10番。

○10番（山本鉄太郎君） 今、パソコンのほうは大丈夫、内示もらっているから大丈夫だという形で、電子黒板のほうは、なんか、鈴木議員とこうして相談しながらやっていたら、どうも仕分けで却下になったような要素があるんじゃないかなと、私もそれを聞いたことがありますので、その辺の確たる証拠が私どものほうではつかめないんですよ。だから、その辺はどういうふうな、要するに当局側は認識をしているのか、お答え願えますか。

○議長（八代善行君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（木田和芳君） 申請額には、このパソコンと電子黒板を一括で申請を
してございまして、それについて内示が来ているということですから、確約ということであ
ります。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第2号 財産の取得について、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 財産の取得について、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（八代善行君） 日程第6 議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて
を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました、議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて、提案理由を申し上げます。

静岡地方裁判所下田支部、平成20年(ワ)第51号損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解したいので地方自治法の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(八代善行君) 総務課長。

○総務課長兼防災監(鈴木忠一君) それでは、ただいま提案されました、議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについて御説明いたします。

次のとおり損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて議会の議決を求めるものでございます。

記。1、相手方。静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1253番地の7、片野武氏。

2、事件名。静岡地方裁判所下田支部、平成20年(ワ)第51号損害賠償請求事件。

3、事件の概要。東伊豆町長であった片野武氏が、平成15年度の固定資産基礎資料作成業務委託の指名競争入札に関し、日本ユニシステム株式会社の代表者や従業員と共謀の上、上記代表者に最低制限価格を内報するなどして、最低制限価格に近接した価格で落札させました。この入札妨害事件によって、最低制限価格を下回ったとして、業務実績・能力を十分に持つ業者を失格させたことによる町の損害について、損害賠償請求したものでございます。訴額、1,168万6,500円。

4、損害賠償の額。100万円といたします。

5、東伊豆町は、その余の請求を放棄します。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(八代善行君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番。

○14番(山田直志君) 和解協議ですから、和解の合意書とか協議書というのは文書で作成されるんだと思いますけれども、その内容については、この金額以外のことについては何らか触れてあるんでしょうか。その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） 11月26日の全員協議会の中でも同様の御質問がありまして、その際は町長が答弁しましたように、そのほかの謝罪等の条件は明記するつもりはございません。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

14番。

○14番（山田直志君） 「つもりがありません」というのはおかしい話ではないですか、総務課長。向こうがしないというなら別ですけど。謝罪の文言等を合意書なりに入れるなどということはお金のかからない話ですよ。そういうものを大体やらないというんだったら、こんなもの最初からあなた総務課長担当でやっていたって意味がないじゃありませんか、交渉の。相手がしないって言ったならわかるんですよ、こういうことは。する気がないとはどういうことですか、それは。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） 私の言い方が悪かったのですけれども、全協でも同様の質問がありましたときに答えましたように、とりあえずは、する気がないということではなくて、廣井先生を通して、その辺の打診はしてみるつもりでございます。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 全協の席でそういう質問がありました。その際に廣井弁護士に、一応こういう御質問をいただいたことは言いました。その中で、あとは廣井弁護士にお任せしますという中で、廣井弁護士には一応、町といたしましては、謝罪の要求をしたいということでは言いましたが、内容には多分含まれてこないと思います。弁護士には、一応言いました。片野さんに対して謝罪をしてほしいということは。しかしながら弁護士の中でもできなかったということなんです。

○議長（八代善行君） 14番。

○14番（山田直志君） 最終的に入るか入らないか、この間私は、理想的にはちゃんと文書なり言葉でそういうものをいただきたいと思っておりますけれども、しかし、やった経過からしたら、これについてはそういう文言が一言、やっぱり合意書に私は記されてしかるべきだと思いますので、そのことは要望したいと思います。それと同時に、これを議決するというところの中で、そういう和解の協議書なり整った段階で、そのものについてまた開示されるというふうを考えてよろしいでしょうか。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） 和解に関する開示はいたします。それだけれど、片野さんの謝罪の要求、これをまた要求いたしますと、これ裁判が長引きます。それだけまた費用がかかるもので、一応、廣井弁護士たちには、町はこういう謝罪を要求をしたいと言いましたけれども、また、弁護士の方から、それをやるとさらにこの裁判の期間も長引くし、費用もかかるという中で、この段階においてももう終結したほうが町にとってもいいかなということで、今回和解のことをさせていただきました。

以上です。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

12番。

○12番（居山信子君） これにつきましては、全国的にも幾つか例があるようですけれども、当局のほうは、その辺どんなふうにも他の市町で処理なされているかというふうなことを把握していますでしょうか。テレビのニュースと報道で流れている経緯もございます。

それと今ありました、和解の協議書の中にですね、やはり当然、金銭の問題で、この金額の問題でない、やはり町民に与えた精神的な大きなダメージというものに対してですね、やはり、短い言葉であれ、そこに御本人が、やはりあの、本当に御自分の思いを込めたものを一言、やっぱり添えて当然ではないかなあというふうに思います。本来は金銭的な問題で済む問題ではないと、町制50周年というふうなことから考えまして、非常に大事な汚点を残しているというふうなことを考えました時に、町長、その辺の見解はいかがでございましょう。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まず第1点。全国的にこういう判例を調べたかと言いましても、はっきり言って、調べませんでした。ある程度、廣井弁護士にお任せしているのが現状であります。その、全国的な判例は調査しておりません。

それで、2点目の、片野さんの謝罪と精神的な道義的な問題、これを私もそう思います。書いてもらう、また、といってもこれが正しい、本当、町に対しての、謝罪、やはり金銭的な面だけでなく本当にその謝罪を要求したいんですけれども、その謝罪を要求した場合、やっぱり片野さんも——片野さんは基本的には頑張りたいという中で、今度弁護士さんからですね、そういう投げかけもありました。それと、片野さんは絶対その、謝罪はしませんよと聞いていますもので、やはりそういう中で、一刻も早くこの辺は解決していきたいというふ

うなことで今回和解ということでしたけれども、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

5番。

○5番（藤井廣明君） これは、私どもが議員になったばかりのころに町のほうで提訴するというので、町が断固として不正を憎むんだという決意たるや、見上げたものだというふう感じたような経過があります。今聞きますと、金額的にはですね、この1,168万円何がしかに対してですね、和解金100万円をもらって和解するというふうな内容かと思います。これはその、裁判にかかった費用31万5,000円等を町の予算等で行ったわけで、そちらを差し引くと60万円くらい町に入ったということで、金額的には全く、ちょっと納得できるものではないのではないかという気が、1点します。また、もしそうであれば、必ずしもその金額にこだわらないんだということであれば、実を取ってといいますか、内容的に、先ほど申したように、不正を憎むと、こういった再発を防止するということからしますと、どうしてもその、条件としてはですね、相手がやっぱり悪かったというような形の何らかの防止策がなければ、到底納得できる内容ではないと思うんですよ。町民としても何なんだということになると思うんです。こういうふうな観点から言いますと、やはりその、どちらから、まず和解というものを提案されたのか、それに関してどの時点で、どういう条件なら、和解していいというふうには、町として判断したのか。その辺を、やはりあの、なければ、ちょっと私どもも、これはもう、いわば負けを認めてしまうようなことで、和解の条件としては、もう少し町としての筋を通さなければ、ちょっと納得できないなというふうな感じがいたしますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（八代善行君） 町長。

○町長（太田長八君） まあ概略と言いましても、もしあの落度がありましたらまた総務課長より説明をいたさせます。

まず、この和解をしろと言ってきたのは、裁判官でございます。裁判官の方が、これ以上やってもあれですから、和解したらいかがですかということ、言ったわけです。和解を言い出したのは、裁判官の方でございます。

詳しいことは全協で申し上げました。いろいろの中で皆さん、まあ全員一致かどうかわかりませんが、全協の中でこの和解案でいいんじゃないかという中で、その条件といたしまして、ある程度、前町長の謝罪文ということを言われました。皆さん方から。その中で

裁判を通じて申し上げたことは、その、謝罪とかそういうことは言えないと、そういうことになったもので、今回、この和解案ということで提案させていただきました。また、その辺の経緯に関しましては総務課長より、ちょっと説明させます。

○議長（八代善行君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木忠一君） では、これまでの経緯につきまして、簡単に説明させていただきます。まず、平成20年6月の定例会で議決をいただきまして、訴えの提起を起しました。金額につきましては損害賠償請求額ということで1,168万6,500円という内容でございます。そして、訴訟の委任状も廣井先生にお願いしまして、平成20年7月3日に静岡地方裁判所下田支部に訴えの提起を提出いたしました。その後、平成21年5月8日、廣井先生にお願いしたんですけれども、前町長の弁護士側から和解案が出たということで、裁判官のほうも、先ほどちょっと申し上げましたように、和解の意向があるということをお聞きいたしまして、その後和解の条件等は廣井先生のほうにお願いしましたところ、過去2回ほど、平成21年10月19日と、11月12日の2回ほど和解の交渉を廣井先生のほうで、相手方の、前町長側の弁護士さんとしていただきまして、2回目で、この間全協で説明しましたように、一括で100万円という内容が出てまいりました。

以上でございます。

○議長（八代善行君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 損害賠償の額を定め、和解することについてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八代善行君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（八代善行君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしましたので、平成22年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会いたします。

皆様、どうも御苦労さまでした。

議員各位にお知らせいたします。この後、10時20分より、議会全員協議会を開催いたしますので、議員並びに関係者は4階大会議室へお集まり願います。

閉会 午前10時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____